

任期満了に伴う 組合会議員選挙が行われます!!

長側議員選挙 11月7日(木)

職員側議員選挙 11月12日(火) 5区別同時実施

本組合における現組合会議員の任期が来る11月30日をもって満了となるため、組合会議員の選挙を実施することとなります。

この選挙は、共済組合の事業運営等について議決権をもつ、重大なる使命をもった組合会議員の選挙です。

長側議員選挙については、共済組合が直接市町村と連絡をとり、来る11月7日に実施いたします。

職員側議員の選挙は、次の「職員側議員選挙実施要領」により行いますので、ご承知のうえ、各所属所の代議員選出の際は、組合員の皆さまのご協力をお願いいたします。



職員側議員選挙実施要領

10月21日までに各所属所で代議員選出

代議員の選出

◆組合員の代表者選任及び届出について

- (1) 組合員の代表者を選任し届出する者
市町村长(一部事務組合にあつては管理者とする。以下「市町村长等」という。)になります。
- (2) 選任される者
当該市町村等の副市町村长または人事担当部課長(相当する事務を担当する者を含む。)のうちから1人。
- (3) 届出期限
令和6年10月4日(金)

◆任意継続組合員の選挙区について

任意継続組合員の属する選挙区は、任意継続組合員の退職のときの市町村等に所属する職員とみなされますので、現職の組合員と同様の取り扱いとなります。

◆組合員の代表者の職務について

- (1) 組合員数・代議員数の届出に関すること。
選挙の公告のあった日(令和6年10月1日(火))における当該市町村长以外の組合員の数、及び、代議員の数を届け出ることになります。
届出期限は令和6年10月11日(金)になります。なお、代議員の数を計算する場合は、市町村长以外の組合員100人ごとに1人(市町村长以外の組合員数が100人未満の市町村等にあつては1人)となります。

(注)

※「100人ごとに1人」とは、有権者総数が199人までの場合は1人、200～299人の場合は2人と計算されます。

※組合員の数の中には短期組合員及び任意継続組合員も含まれます。

(2) 代議員氏名の届出に関すること。

市町村長以外の組合員から互選された代議員氏名を当該選挙区の選挙長に届け出ることになります。

届出期限は令和6年10月21日(月)になります。(1)、(2)の届出の送付先については、共済組合総務課あてとなります。

◆選挙管理者及び選挙管理者職務代理者の選任について

- (1) 選任する者
市町村長等
- (2) 選任する場合の意見を求める最小限の範囲
 - 組合員の代表者
 - 人事担当部長
 - 職員団体代表者
 - 職員互助会その他職員の組織の代表者

(注)

意見を求める範囲は、最小限の範囲を規定しているもので、これ以外の職員または全員の意見を求めることを制限しているものではありません。

◆選挙管理者の職務について

- (1) 当該市町村等の市町村長以外の組合員が選挙する代議員の選挙の事務を担当いたします。
- (2) 代議員の選挙の日時及び場所を定め、組合員に周知いたします。(この場合、選挙には全員参加することが理想ですが、これらの決定にあたっては少なくとも前述の(2)に掲げる意見を求める最小限の範囲の者の意見を聞き、これを定めることとなります。)
- (3) 市町村長以外の組合員についての選挙人名簿を調製いたします。(この選挙人名簿に登載される者は、代議員の選挙日現在、市町村長以外の組合員となります。)
 - ① 派遣職員の取扱い
 - ア 市町村等間の派遣職員
その者に給料を支給する所属所の組合員として取り扱われます。
 - イ 公益法人等への派遣法に規定する派遣職員及び退職派遣者

派遣職員

派遣元の所属所の組合員として取り扱われます。

退職派遣者

退職時の所属所の組合員として取り扱われます。

② 職員団体専従職員の取扱い

職員団体専従職員については、職員としての身分を保有するところの所属所の組合員として取り扱われます。

(4) 選挙の方法を決定いたします。

単記無記名秘密投票によることが原則ですが、代議員の選挙当日または、あらかじめ市町村長以外の組合員にはかり、指名推せんの方法によることができます。

あらかじめ、これらの方法を決定する場合、少なくとも前述の意見を求める最小限の範囲の者の意見を聞くようにしてください。

① 投票の場合

ア 投票の場合は次のイ～エについて実施し、有効投票の最多数を得た者が当選人となります。ただし、

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該市町村等における代議員の定数}} \times \frac{1}{4}$$

以上の得票がなければならないこととされています。

イ 代議員選挙に用いる投票用紙の様式を決定することになります。

ウ 必要がある場合、組合員のうちから選挙立会人を選任することになります。

エ 選挙事務従事者の必要がある場合は、市町村長等に対し、その指名を申し出て、市町村長等からその指名を受けたときは、選挙事務従事者の氏名を市町村長等以外の組合員に周知することになります。

② 指名推せんの場合

指名推せんの方法で決定するには、少なくとも市町村長以外の組合員の過半数の同意が必要となります。この場合の過半数とは、選挙会場に集まった有権者ではなく、その市町村等のすべての有権者の過半数の意となります。

(注)

※「過半数の同意を得る」とは、有権者の過半数の者だけに意見を求めて同意を得る意ではなく、すべての有権者の意見が反映される形において過半数の者の同意を得る、ということです。
※有権者の過半数の同意を得て選挙の方法を指名推せんに決定する場合は、後日その確認ができるよう手配しておく必要があります。この場合、投票の方法について有権者の自由意志を阻害することのないよう特に留意されることが望まれます。

ア 指名人を選任

指名推せんの方法に決定された場合は、選挙会において、被指名人を誰にするかを指名する指名人を選挙会場に集まった有権者の過半数の同意を得て選任いたします。この場合、数の確認を万全にすることが望まれます。

イ 被指名人の選考

指名人が決定された場合は、通常、選挙会を休憩し、指名人を選考委員長格として、別途選考会を開き、十分協議して被指名人を内定することになります。

ウ 当選人の決定

前記により、被指名人の内定があったときは、選挙会を再開し、指名人から被指名人の指名を願い、その者を当選人と決定することの可否をはかり、選挙の場所に集まった有権者の三分の二以上の者に異議がないときは、その被指名人をもって当選人といたします。

(注)

※三分の二以上の同意を求める場合、その数について異議のないよう確認を万全にすることが望まれます。
※被指名人について賛否をはかる場合、被指名人個々について賛否をはかるのではなく、選任すべき被指名人を一括して賛否をはかることとなります。

エ 当選人のないとき、または当選人が定数に達しないときは、改めて再選挙を行うこととなります。この場合、代議員の届出期限までに当選人が決定されなければならないこととなります。

(5) 代議員が決定したときは、氏名、生年月日及び組合員証番号等を組合員の代表者に報告することとなります。

(6) 投票用紙の交付、投票、投票の終了、開票、無効投票、投票の効力等は、公職選挙法の規定

に準ずることとなります。

(7) 当選人の報告

当選人が決定(代議員の決定)したとき、選挙管理者は、直ちに当該当選人にその旨を告知するとともに、当該市町村長等に報告することとなります。

(8) 選挙録

- ① 選挙管理者は、選挙録を作成し、当該市町村長等に提出することとなります。
- ② 市町村長等は、当該選挙に係る代議員の任期中、選挙録を保存することとなります。

職員側議員の選出

代議員が選出された後における 共済組合が行う選挙 (別記1の日程表を参照)

◆選挙の日時

各選挙会場とも令和6年11月12日(火)午前10時開会后、選挙の方法を決定し、実施いたします。午後4時30分をもって終了いたします。

◆選挙の場所

5地区別 = 別記2のとおり。

◆選挙区及び選挙区に属する市町村等並びに議員定数等

別記3のとおり。

◆選挙された議員の任期

令和6年12月1日から令和8年11月30日まで。

◆選挙長及び選挙長職務代理者

別記4のとおり。

◆職員側議員選挙の特例について

職員側議員であった者で、既に退職している者は、当分の間、議員となる被選挙権を有することになります。

◆選挙に係る諸費用について

- (1) 共済組合が直接行う選挙会場における諸費用は、共済組合の負担となります。については各所属所において出張命令のご配慮をお願いいたします。
- (2) 代議員の所属所から選挙会場までの交通費及び日当の額に相当する金額は共済組合で負担いたします。

- (3) 前記(2)の金額は、当該所属所の旅費に関する条例等の規定によるものとし、所属所長が一括して共済組合に請求し、組合員の全員口座に送金いたします。

◆代議員証明書について

- (1) 選挙長は、代議員互選届に基づき、代議員証明書を交付いたします。
- (2) **代議員は、選挙当日、代議員証明書を必ず持参し、選挙長に提示することになります。**

(注)

※代議員証明書を持参しないときは、選挙会場へ入場できない場合がありますので、特にご注意くださいようお願いいたします。

●●●●●●●●●● 職員側議員選挙実施日程 ●●●●●●●●●●

〈別記1〉

月 日	内 容	備 考(規程等)
10月 1日(火)	選挙公告	選挙の期日前15日まで
10月 4日(金)	「組合員の代表者届」締切り	公告のあった日から3日以内
10月11日(金)	市町村長以外の「組合員数及び代議員数届」締切り	選挙の期日前6日まで
10月21日(月)	「代議員互選届」、「職員側議員であった者の立候補者氏名届」締切り	選挙の期日前5日まで
11月 1日(金)	「選挙人名簿」調製	選挙の期日前2日まで
11月12日(火)	選挙	

●●●●●●●●●● 選挙実施場所 ●●●●●●●●●●

〈別記2〉

選 挙 区	選 挙 の 場 所		所在地及び電話番号
第 1 区	ホテルブリランテ武蔵野	2階 エメラルド	さいたま市中央区新都心2-2 電話 048-601-5555
第 2 区	川越プリンスホテル	3階 プリンスホール	川越市新富町1-22 電話 049-227-1111
第 3 区	寄居町中央公民館	1階 集会室	大里郡寄居町大字寄居1300 電話 048-581-2662
第 4 区	春日部市民文化会館	小ホール	春日部市粕壁東2-8-61 電話 048-761-5811
第 5 区	寄居町役場	6階 大会議室	大里郡寄居町大字寄居1180-1 電話 048-581-2121

選挙区の範囲及び議員定数

〈別記3〉

選挙区	市町村長以外の組合会議員選挙区	議員定数	選挙会場
第1区	さいたま市 川口市 鴻巣市 上尾市 草加市 蕨市 桶川市 北本市 伊奈町 埼玉県市町村総合事務組合 埼玉県都市ボートレース企業団 北本地区衛生組合 桶川北本水道企業団 上尾、桶川、伊奈衛生組合 埼玉県市町村職員共済組合 埼玉県央広域事務組合 草加八潮消防組合 埼玉県後期高齢者広域連合 上尾伊奈資源循環組合	3人	ホテルプリランテ武蔵野
第2区	川崎市 所沢市 東松山市 狭山市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 三芳町 川島町 吉見町 戸田ボートレース企業団 朝霞地区一部事務組合 蕨戸田衛生センター組合 志木地区衛生組合 入間西部衛生組合 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 入間東部地区事務組合 坂戸地区衛生組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 埼玉西部環境保全組合 川越地区消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉中部環境保全組合 埼玉西部消防組合 朝霞和光資源循環組合	3人	川越プリンスホテル
第3区	熊谷市 行田市 本庄市 深谷市 美里町 寄居町 荒川北縁水防事務組合 本庄上里学校給食組合 彩北広域清掃組合 児玉郡市広域市町村圏組合 大里広域市町村圏組合 行田羽生資源環境組合	1人	寄居町中央公民館
第4区	加須市 春日部市 羽生市 越谷市 八潮市 久喜市 蓮田市 白岡市 幸手市 吉川市 三郷市 宮代町 杉戸町 松伏町 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 加須市・羽生市水防事務組合 江戸川水防事務組合 東埼玉資源環境組合 埼玉葛斎場組合 吉川松伏消防組合 利根川栗橋流域水防事務組合 広域利根斎場組合 埼玉東部消防組合	2人	春日部市民文化会館
第5区	秩父市 飯能市 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 鳩山町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 神川町 上里町 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水道組合 秩父広域市町村圏組合 西入間広域消防組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域飯能斎場組合 広域静苑組合	1人	寄居町役場

職員側議員選挙長及び選挙長職務代理者

〈別記4〉

選挙区	選挙長	選挙長職務代理者
第1区	議員 國分政義	議員 武山裕也・議員 廣瀬嘉洋
第2区	議員 半貫芳男	議員 太田博之・議員 高橋圭介
第3区	議員 坂本善雄	共済組合 阿部哲郎
第4区	議員 佐俣幸三	議員 高畑陽
第5区	議員 市川聡一	共済組合 尾上和謙

地区別選挙会場ご案内図



※選挙当日は、駐車場の混雑が予想されますので、なるべく電車等をご利用くださるようお願いいたします。

お問い合わせ先 総務課 ☎048-822-3301